第2次蓬田村男女共同参連推計画

〜みんなが輝き、 ともに支える 社会を目指して〜



平成27年2月

蓬田村

《 目 次 》

第1章 計画の構想

1		計	画	り目	的		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
2		計	画第	き定	か	背	景	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
3		計	画の	シ基	本.	理	念	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	C
4		計	画の	シ基	本	目	標	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	C
(1)	男女	てが	互	V	に、	人材	権	を	尊	重	す	る	社	会	づ	<	り												
(2)	男女	て共	同	参	画	社:	会;	形	成	の	意	識	づ	<	り														
(3)	男女	て共	同	参	画	が、	で	き	る	社	会	づ	<	り															
5		計	画の	つ性	格		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	1
6		計	画の)期	間		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	1
7		計	画の	つ策	定	体	制		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•			•	1	1
8		関	係核	幾関) と	の;	連:	携			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•			•	1	1
第	5 5	2 :	章		計	画	ĵ <i>0</i>	DI	内	Ź	\$																				
第	F	2	章		計	迪	ĵO	וכ	内	Ź	\$																				
•			章						内	· 名	₹ •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	2
1	•	重		目標	及	び	施	策		•	•	・重	・す	・ る	· 社	· 会	・づ	•	· 9	•		•									
1 (重)	点目	目標 なが	及	び	施に	策人	権	・を	・尊														•	•	•	•	•		2
1 (1 2	重))	点 l 男 <i>j</i>	目標ながな共	及五	びがいる	施に画	策人社	権会	· を 形	・尊成	の	意	識	づ	<	り	•	•						•	•	•	•		1	2
1 (1 2	重))	点 男 男 男 男 男	目標ながな共	及五	びがいる	施に画	策人社	権会	· を 形	・尊成	の	意	識	づ	<	り	•	•						•	•	•	•		1	2
1 (((1 2 3	重))	点 男 男 男	目標ながな共	及五百二	びがいる	施に画	策人社	権会	· を 形	・尊成	の	意	識	づ	<	り	•	•					•	•	•	•	•		1	2
1 (((. 1 2 3 属	重))) 資	点 男 男 男 男 男	目標 ズメ エス	及	び; か 参 参	施に画画	策人社が	権会で	・を形き	• 尊 成 る	の 社	意会	識	づ	<	り	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1	2 4 5
1 (((. 1 2 3 属.	重))) 資 男	点 男 男 男 料	目 ズ ズ ズ 共 原 が 共 共 同	及	びい参	施に画画社	策人社が会	権会で基	を 形 き	・ 尊 成 る 法	の 社	意 会	識 づ・	づく・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	< 9	9	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•		1 1 1	2 4 5
1 ((付 1 2	. 1 2 3 属	重))) 資 男 青	点男男男科女	目標が 共 共 同 男	及五月一月参	びい参参画共	施に画画社同	策人社が会参	権会で基画	を 形 き本 推	・ 尊 成 る 法 進	の社条	意 会・例	識 づ・・	づく・・・	く り ・	り ・					•	•	•	•					1 1 1 2	2 4 5

第1章 計画の構想

1. 計画の目的

この計画は、平成22年から平成26年まで5カ年を計画期間とした「蓬田村男女共同参画推進計画」が終了することを受けて策定するものです。

本村では、先の計画に基づき、男女がともに参画する地域社会をめざし、 施策を推進してきましたが、依然として固定的性別役割分担意識やそれらに 基づく制度、慣行などが根強く存在し、働く場での男女格差もみられます。

本計画は性別にかかわりなく男女が互いにその人権を尊重し、多様な価値観を認め合いながら、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向け取り組むべき施策の方向性を定めるものです。

2. 計画策定の背景

(1)世界の動き

① 国際婦人年

昭和20 (1945) 年に発足した国際連合は、国連憲章、世界人権宣言などを採択し、性に基づく差別の禁止を重要な目標の一つに掲げ、昭和21 (1946) 年には、国連に婦人の地位委員会を設置し、法律及び事実上の男女平等達成のために努力してきました。

しかしながら、世界の人口の半分を占める女性の力が十分活用されていない国際的な状況から、国連では、昭和50(1975)年を国際婦人年とし、女性の地位向上のため世界的規模の行動を行うことが決定されました。

②女子差別撤廃条約

昭和55 (1980) 年に、デンマークのコペンハーゲンで開催された「国連婦人の十年中間年世界会議」では、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(略称:女子差別撤廃条約)の署名式が行われました。

この条約は、政治的、経済的、社会的、文化的その他のあらゆる分野で 男女平等を達成するために必要な措置を定めています。さらに、固定的性 別役割分担意識や女性に対する偏見を解消するための施策など、国が講ず べき手だてを具体的に規定しています。

③婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略

昭和60 (1985) 年には、「国連婦人の十年最終年世界会議」がケニヤのナイロビで開かれ、「国連婦人の十年」の取組に対する評価と見直しが行われました。この会議では、「国連婦人の十年」の目標である、「平等・開発・平和」を継続するとともに、それに対する具体的、多角的戦略が必要であるとして、「西暦 2000 年に向けての婦人の地位向上のための将来戦略」(略称:ナイロビ将来戦略)を採択しています。

④第4回世界女性会議

平成7 (1995) 年に、「第4回世界女性会議」が中国の北京においてアジアで初めて開催され、女性問題解決に向けて、平成12 (西暦 2000) 年までの国際的な指針となる「行動綱領」が採択されました。「行動綱領」は「女性のエンパワーメントに関するアジェンダ (予定表)である」とされており、12の重大問題領域を定め、戦略目標と各国がとるべき行動を示しています。

⑤国連特別総会「女性 2000 年会議」

平成12 (2000) 年には、ニューヨークで国連特別総会「女性 2000 年会議」が開催され、「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」(成果文書)が採択され、女性に対する暴力に対処する法律の整備や、平成17 (2005) 年までに女性に差別的な条項を撤廃するため、法律の見直しをすることなどが盛り込まれました。

⑥第49回国連婦人の地位委員会(「北京+10」世界閣僚級会合)

平成17 (2005)年に、第4回世界女性会議(北京会議)から10年目にあたることを記念し、ニューヨークで開催され、「北京宣言及び行動綱領」及び「女性 2000年会議成果文書」を再確認して、これまでの進展を踏まえながらも完全実施に取り組むための宣言を採択しました。

⑦第54回国連婦人の地位委員会(「北京+15」記念会合)

平成22 (2010) 年に、第4回世界女性会議(北京会議)から15年目にあたることを記念し、ニューヨークで開催され、「北京宣言及び行動綱領」等を再確認して、実施に向けた国連や NGO 等の貢献強化などの宣言等を採択しました。

(2) 国内の動き

①「婦人問題企画推進本部」設置と「国内行動計画」の策定

日本国内においては、国際連合をはじめとする女性問題に関する世界的な取組に呼応して、政府や民間団体が、活発な活動を展開してきました。政府は「国際婦人年世界会議」で採択された「世界行動計画」の内容を国内施設に取り入れるため、昭和50(1975)年に「婦人問題企画推進本部」を総理府内に設置し、昭和52(1977)年には、「国内行動計画」を策定して、向こう10年間の女性問題解決についての目標を明らかにしました。

②女子差別撤廃条約の批准

昭和56 (1981) 年には、「国内行動計画後期重点目標」を決定し、「女子差別撤廃条約」を批准するための諸条件の整備を最重点課題として掲げました。

男女雇用機会均等法をはじめとする法制面の整備を進め、家庭科教育の あり方の検討等を行って、昭和60(1985)年に日本は72番目の批准国 となりました。

③新国内行動計画の策定

昭和62 (1987) 年には、「ナイロビ将来戦略」を受けて、「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」を策定し、21世紀における社会の安定と発展の実現に向け、男女を問わず多様な価値観に基づいて、個人が自己の人生を主体的に選択するとともに、男女がその能力を十分に発揮し、社会の発展を支えていく新たな社会システムが不可欠であるとして、「男女共同参加型社会システムの形成」をめざすこととなりました。

さらに、平成3 (1991) 年には、「新国内行動計画」の第一次改定を行い、総合目標の「共同参加」を、企画の段階からの関与が必要であるとして「共同参画※」に改め、「男女共同参画型社会」の形成をめざすこととしました。

国際的にもナイロビ将来戦略の実施のペースを早めることが求められ、 政治、経済、文化など社会のあらゆる分野で情報化、地球規模化の進展が みられており、20世紀最後の10年に日本の女性問題への取組は、さら に積極的に推進されることとなりました。

※「参加」から「参画」へ

「参加」は仲間として加わることですが、「参画」は、単に参加するだけでなく、企画 ・立案や決定にも自らの意思で加わり、意見や考えを出し、負担も責任も担い合うとい う主体的かつ積極的な態度や行動をいいます。

④「男女共同参画推進本部」の設置

平成6 (1994) 年に、「婦人問題企画推進本部」の任務を発展させ、全閣僚をメンバーとする「男女共同参画推進本部」(本部長内閣総理大臣)及び、総理府大臣官房に「男女共同参画室」を設置するとともに、内閣総理大臣の諮問機関として、「男女共同参画審議会」を設置して、国の推進体制を拡充、強化しました。

⑤「男女共同参画 2000 年プラン」の策定

平成7 (1995) 年に、「第4回世界女性会議」で採択された行動綱領や、平成8 (1996) 年7月に男女共同参画審議会から答申された「男女共同参画 ビジョン」を受けて、同年12月、新たな国内行動計画「男女共同参画 2000 年プラン-男女共同参画社会の形成の促進に関する平成12 (西暦 2000) 年度までの国内行動計画」を策定し、政府が男女共同参画社会実現に向けて取り組むべき施策を総合的・体系的に整備しました。

⑥法律に基づく審議会の設置

平成9 (1997) 年4月、それまでの政令に基づく男女共同参画審議会に 代わり、男女共同参画審議会設置法に基づいて、内閣総理大臣又は関係各 大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的かつ総 合的な政策及び重要事項を調査審議する「男女共同参画審議会」を設置し、 推進体制の整備が行われました。

⑦「男女共同参画社会基本法」の施行

平成10(1998)年、政府は、男女を問わず、個人がその能力と個性を 十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に関し基本的な方針・理念等を 定め、施策の総合的かつ計画的な推進を目的とした、男女共同参画社会基 本法(仮称)の検討を行った男女共同参画審議会から最終の答申を得まし た。翌年2月には、通常国会に法案を提出し、同年5月参議院、6月衆議 院で可決・成立し、6月に施行されました。

⑧「男女共同参画基本計画」の策定

平成11(1999)年8月、内閣総理大臣より男女共同参画審議会に対し、 男女共同参画基本計画を策定していく際の基本的な考え方について諮問が なされ、これに対して翌年9月「男女共同参画基本計画策定に当たっての 基本的な考え方-21世紀の最重要課題-」が答申されました。政府は、 この答申を受けて、男女共同参画 2000 年プランの進捗状況を勘案し、女 性 2000 年会議の成果なども踏まえつつ、平成 1 2 (2000) 年 1 2 月、「男女共同参画基本計画」を策定しました。本計画は、男女共同参画社会基本法に基づく初めての法定計画です。

⑨中央省庁等改革における国内推進体制の整備・機能強化

平成13 (2001) 年1月の中央省庁等改革において、新たに設置された 内閣府に、基本的な政策及び重要事項の調査審議や監視等を行う「男女共 同参画会議」及び内部部局として「男女共同参画局」が設置されるなど、 男女共同参画に向けた推進体制が格段に充実・強化されました。

⑩関連法規の整備

男女共同参画社会の形成を推進する総合的な法制度や体制は、平成9 (1997)年に男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業法が改正され、女性が職場でより活躍できるよう、また、男女とも職業生活と家庭生活を両立できるよう整備されました。平成12 (2000)年には、介護保険法が施行され、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みが整えられました。

また、女性に対する暴力に対して、平成 1 3 (2001) 年 4 月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(通称: DV 防止法)」(以下、「配偶者暴力防止法」という。)の公布(平成 1 4 (2002) 年 4 月より完全実施)及び平成 1 6 (2004)年の改正などの法整備が行われてきました。

⑪男女共同参画基本計画(第2次)の策定

国は平成17 (2005) 年7月、男女共同参画会議から「男女共同参画基本計画改定に当たっての基本的な考え方-男女が共に輝く社会へ-」の答申を受け、同年12月に、男女共同参画基本計画の改定を決定し「第2次」としました。

総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施 策の大綱として、第1部において、男女共同参画基本計画の基本的考え方 と構成、重点事項を示し、第2部において、施策の目標、基本的方向及び 具体的な施策の内容を示しました。第3部においては、男女共同参画社会 の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な方 策を示しました。

②関連法規の拡充と国内推進体制の整備

平成19 (2007) 年4月1日に改正男女雇用機会均等法が施行され、男女双方に対する性別を理由とする差別的取扱いに禁止範囲を拡大し、間接差別、妊娠・出産等を理由とする解雇その他の不利益取り扱いの禁止、男女双方の労働者を対象とするセクシュアルハラスメント防止措置の拡充、均等法に基づく報告をしない又は虚偽の報告をした事業主に対する過料等が盛り込まれました。

また、平成19 (2007) 年12月には、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和のための行動指針」を策定し、平成20 (2008) 年には、内閣府に「仕事と生活の調和推進室」が設置されました。

⑬男女共同参画基本計画(第3次)の策定

平成22 (2010) 年7月、国は男女共同参画会議から「第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」の答申を受け、基本法施行後10年間の反省を踏まえ、実効性のあるアクション・プランとして平成22 (2010) 年12月に、第3次男女共同参画基本計画を策定しました。

(3) 青森県の動き

①女性・男女共同参画行政に係る専管課の設置

国際婦人年に始まる国際的な動きと国内行動計画策定を背景に、昭和52(1977)年、女性行政担当窓口を生活福祉部児童家庭課に決定し、女性に係る施策の調整を図ることとしました。

昭和55 (1980) 年4月、女性行政の総合調整を図るため企画部に「青少年婦人室」を設置し、翌年4月には同室を企画部から生活福祉部へ移管、平成5 (1993) 年4月には「青少年女性課」に改組し、平成8 (1996) 年4月には、男女共同参画社会づくりを一層推進していくため、女性に関する行政を専門に担当する専管課として「女性政策課」を新設しました。

女性政策課は、平成9 (1997) 年4月の組織再編に伴い、生活福祉部から環境生活部に移管となり、平成12 (2000) 年には「男女共同参画課」に名称変更しました。

また、翌年6月には、本県の男女共同参画推進の拠点となる「青森県男女共同参画センター」を設置し、県民への啓発や学習事業、情報提供、相談などを行ってきました。

さらに、平成14(2002)年には「男女共同参画課」を「青少年・男女 共同参画課(男女共同参画グループ)」に改組しました。

②庁内推進体制の強化

昭和55 (1980) 年6月、女性問題に関する本県行政の各分野における 施策の総合的推進を図ることを目的として、女性行政関係課で構成する「青 森県婦人問題行政連絡会議」を設置しました。

平成8 (1996) 年4月に「青森県女性行政推進連絡会議」と改称し、平成12 (2000) 年4月には「青森県男女共同参画推進連絡会議」に改称しました。

さらに、平成15 (2003) 年10月には、庁内に「青森県男女共同参画 推進本部」を設置しました。

③「男女共同参画審議会」の設置

昭和54(1979)年、青森県婦人行動計画を策定するための検討機関と して県内各界各層の有識者からなる「青森県婦人問題対策推進委員会」を 設置しました。

平成8 (1996) 年7月に「青森県女性政策懇話会」と改称し、平成12 (2000) 年4月には「青森県男女共同参画懇話会」に改称しました。

平成13(2001)年11月には「青森県男女共同参画懇話会」に代わり、「青森県男女共同参画推進条例」に規定する「青森県男女共同参画審議会」を新たに設置しました。

④「青森県婦人行動計画」の策定

昭和55(1980)年5月、本県における女性に係る施策の基本的方向を示す「青森県婦人行動計画」を策定し、翌年の6月には、この婦人行動計画の具体的施策を進めるための「青森県婦人行動計画推進計画」を策定しました。

昭和61 (1986) 年3月、青森県婦人行動計画の計画期間終了後も引き 続き計画目標達成のための女性行政の推進が図られるよう、青森県婦人問 題対策推進委員会から「青森県の婦人対策に関する提言」が県に提出され ました。

⑤「新青森県婦人行動計画」の策定

平成元(1989)年7月、県は、「青森県婦人行動計画」の基本的な考え方を継承しつつ、青森県婦人問題対策推進委員会から提出された提言及び国の新国内行動計画の趣旨を踏まえ、高齢化の急速な進行、技術革新、情報化、国際化の進展など平成12(2000)年に向けて社会環境の変化に対

応する「新青森県婦人行動計画」を策定しました。

⑥「あおもり男女共同参画プラン21」の策定

「新青森県婦人行動計画」は、全体として概ね順調に進捗してきましたが、国において平成8(1996)年12月に新しい行動計画「男女共同参画2000年プラン」が策定され、平成11(1999)年6月23日には「男女共同参画社会基本法」が公布・施行されたこと、また、本県でも平成9(1997)年に「新青森県長期総合プラン」が策定され、その中に「男女共同参画社会推進構想」が戦略プロジェクトとして掲げられたことなどに伴い、これらとの整合性を図る必要が生じてきたことから、社会環境の変化、とりわけ女性を取り巻く諸情勢の変化にも対応しながら平成12(2000)年1月「あおもり男女共同参画プラン21」を策定しました。

⑦「青森県男女共同参画推進条例」の制定

平成13 (2001) 年7月、国の「男女共同参画社会基本法」の趣旨を踏まえ、本県の男女共同参画の一層の推進を図るため、「青森県男女共同参画推進条例」を制定しました。

⑧基本計画としての位置づけ

「あおもり男女共同参画プラン21」の策定後に国の「男女共同参画基本計画」及び「青森県男女共同参画推進条例」が制定されたことから、平成14(2002)年6月、これらの施策の方向性との整合性を検証し、必要に応じた追加・補筆作業を行った上で同プランを改定し、県の男女共同参画の推進に関する法定の基本計画として位置づけました。

また、県では、平成16 (2004) 年12月、本県の課題を解決するとともに可能性をさらに発展させ、21世紀の中で確かな未来を拓く自主自立の青森県づくりを進めていくための将来像として「生活創造社会~暮らしやすさのトップランナーをめざして~」を掲げた県の基本計画「生活創造推進プラン」を策定し、男女共同参画の推進を、県がめざす5つの社会像を実現するための仕組みづくりに位置づけました。

⑨「配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画」の策定

国の「配偶者暴力防止法」第2条の3第1項の規定及び県の「生活創造推進プラン」の男女共同参画の推進を図る取組に基づき、平成17(2005)年12月、配偶者からの暴力のない社会をめざし、暴力の現状やDV防止、支援制度等についての計画を策定しました。

⑩「苦情処理制度」の開始

平成18 (2006) 年4月、「青森県男女共同参画審議会」に苦情等部会が設置され、青森県が実施する男女共同参画の推進に関する施策等に関する苦情処理制度を開始しています。

⑪「新あおもり男女共同参画プラン21」の策定

「あおもり男女共同参画プラン21」は、計画の期間が平成12(2000)年1月から平成18(2006)年度までであることに加え、県の「生活創造推進プラン」及び国の「男女共同参画基本計画(第2次)」との整合性、関係法令の改正等も勘案し、各種調査やパブリック・コメントに示された県民の意向、「青森県男女共同参画審議会」の審議等を踏まえて、平成19(2007)年3月県の男女共同参画の推進に関する基本計画として必要な改定を行い、第2次となる基本計画「新あおもり男女共同参画プラン21」を策定しました。

⑫「第3次あおもり男女共同参画プラン21」の策定

「新あおもり男女共同参画プラン21 (第2次)」の計画の期間が平成23年(2011)年度までであることに加え、平成20(2008)年12月に策定された「青森県基本計画未来への挑戦」及び国の「第3次男女共同参画基本計画」との整合性、関係法令の改正等も勘案し、各種調査やパブリック・コメントに示された県民の意向、「青森県男女共同参画審議会」の審議等を踏まえて、平成24(2012)年2月に新たに「第3次あおもり男女共同参画プラン21」を策定しました。

(4) 蓬田村の動き

①「蓬田村男女共同参画推進計画」の策定

平成11 (1999) 年に制定された「男女共同参画社会基本法」を基に、国の「男女共同参画基本計画」や県の「あおもり男女共同参画プラン21」を踏まえ、平成22 (2010) 年「蓬田村男女共同参画推進計画」を策定しました。



3. 計画の基本理念

平成11年(1999)に制定された「男女共同参画社会基本法」の趣旨を尊重し、男女が性別にかかわりなく、家庭、職場、地域などさまざまな分野で活躍し、ともに支え、思いやる社会を目指して基本理念を次のとおり定めます。

(案)

~みんなが輝き、ともに支える社会を目指して~

4. 計画の基本目標

男女とも、個人としての尊厳が重んじられ、お互いに支え合いながら社会に参画し、生き生きとした暮らしを実感することができる村づくりをめざし、基本理念に沿った男女共同参画社会の実現に向けて3つの基本目標を掲げます。

|基本目標 I | 男女が互いに人権を尊重する社会づくり

すべての人が輝くためには、性別や慣習などにとらわれることなく、それぞれの人権や価値観を互いに認め合い、人間個人としての尊厳が重んじられなければなりません。女性に対する暴力の根絶と性別による差別的扱いをなくし、生涯を通じて健康に暮らせる社会をめざします。

基本目標 Ⅱ 男女共同参画社会形成の意識づくり

「国際婦人年」を契機に、男女平等の視点に立った法律や制度は整備されてきています。しかしながら「男らしさ、女らしさ」といったジェンダーに基づく偏見や固定的性別役割分担意識は、職場・家庭・地域のあらゆる場面に根強く残っています。

男女共同参画は男性にとっても重要であり、お互いがより暮らしやすくなるものであるとの理解を深め、固定的性別役割分担意識の解消を図り、地域生活への参画を推進します。

また、学校等における教育・学習が重要となり、社会のあらゆる分野でのグローバル化が進む中で、男女共同参画にも国際的視点が必要となっています。

基本目標Ⅲ 男女共同参画ができる社会づくり

女性の社会進出が進み、既に様々な分野で社会活動を担っていますが、 地域においては女性の政策・方針決定過程への参画は十分とは言えませ ん。女性のエンパワーメント支援を図り、その能力を発揮できるよう、ま た政治や行政をはじめ、様々な場面において意思決定過程に参画できる人 材を育成していきます。

5. 計画の性格

この計画は、蓬田村が男女共同参画を推進するための「推進計画」であり、「第3次蓬田村総合計画」の施策と、「第3次あおもり男女共同参画プラン21」との整合性を図りながら、男女共同参画社会の形成に関して総合的かつ計画的に講ずべき施策について体系化し、今後の方向性を定めていくものです。

6. 計画の期間

この計画の期間は、平成26年度から平成36年度までの10年間とし、 具体的な施策の推進期間とします。ただし、社会情勢の変化や計画の進捗 状況を考慮し、必要に応じて見直しを行うこととします。

7. 計画の策定体制

この計画の策定にあたっては、関係各部局と関連事業の現状並びに課題の把握に努め、また、連合婦人会や各種団体からの意見を聞きながら策定しました。

8. 関係機関との連携

男女共同参画のための取組を効果的に推進するため、県及び近隣市町との連携、協力関係を強化し、情報交流や事業の共催・相互利用等を推し進めていきます。

第2章 計画の内容

1. 重点目標及び施策

基本目標 I 男女が互いに人権を尊重する社会づくり

男女共同参画社会を実現するためには、性別、世代、慣習、生活環境などにとらわれることなく、それぞれの人権やライフスタイル、価値観を互いに認め合わなければいけません。

男女が身体的な特性を互いに理解し合うことで、お互いを尊重し、とも に助け合い、それぞれが自立した生活を送ることができることから、男女 が互いを理解し、生涯を通じて健康に暮らせるような環境整備を図ります。

女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、被害が潜在化しやすく、個人的問題とみなされがちですが、決してそうではなく、社会における男女の固定的な役割分担、経済力の格差など構造的問題に根ざす社会問題であり、社会全体で対応していくことが不可欠です。また、女性に対する暴力を許さないという社会的な認識を徹底させるとともに、被害者に対する救済・支援体制を整備・充実することが必要です。

重点目標	施 策
1. 女性に対するあら	①ドメスティック・バイオレンス(※1)など暴力の根絶
ゆる暴力の根絶とサポ	・ドメスティック・バイオレンス防止に向けた意識啓発
ート体制の充実	デート DV (※2) 等の予防の推進
	②セクシャル・ハラスメント(※3)の防止に向けた取組
	・セクシャル・ハラスメントに対する認識を深め、防止す
	るための研修の充実
	③性犯罪などの防止に向けた啓発
	・性犯罪など女性に対する暴力の実態や問題点についての
	学習機会の提供
	④被害者への救済と支援
	・県や関係機関との連絡・連携を密にし、被害を受けた者
	の保護を図り、自立促進に向けての支援
	・各種相談体制の充実

外国人等に対する支援

- 2. 高齢者・障害者・□高齢者・障害者に対する保健福祉の整備
 - ・訪問指導による保健・福祉サービスの提供
 - ・高齢者・障害者に配慮した地域ぐるみの防災・防犯対策 の推進
 - ②高齢者・障害者の社会参加の推進
 - ・福祉活動拠点の確立と整備拡充を図るため村福祉協議会 の運営・事業支援
 - ・老人クラブ活動への支援
 - ③外国人が安心して生活できる環境の整備
 - ・外国人の相談案内窓口としての機能の充実

と拡充

- 3. 性別にとらわれな ①メディアにおける男女共同参画の推進
- いで生きる権利の擁護|・行政が作成する広報・刊行物等における性差別につなが らない表現の促進
 - ②性の多様性に対する理解促進
 - ・性同一性障害(※4)等の性の多様性に対する理解を深 めるための啓発及び情報提供
 - ③学校における性教育の推進
 - ・心と体の健康問題に対応する健康教育及び性教育の実施

※1 ドメスティック・バイオレンス

夫(妻)やパートナーなど親密な関係にある人から振るわれる暴力のことをいいます。

※2 デート DV

結婚していない男女間での体、言葉、態度による暴力のことで、親密な相手を思い通 りに動かすために複合的に使われるあらゆる種類の暴力を指します。

※3 セクシュアル・ハラスメント

性的いやがらせのことをいいます。相手の意に反した性的な性質の言動、身体への不 必要な接触、性的な関係の強要、性的な噂の流布、衆目に触れる場所でのわいせつな写 真の提示など、あらゆる場合におけるさまざまな様態のものが含まれます。セクハラは、 性と人格の尊厳を損ない、意欲や能力の発揮を妨げ、良好な人間関係を阻害する行為で あることを正しく理解する必要がある。

※4 性同一性障害

身体的には男女のいずれかに属するにも関わらず、性自認(自己の性別に対する確信) が身体的性別とは食い違っているために精神的な苦痛を感じる状態。

基本目標 II 男女共同参画社会形成の意識づくり

「国際婦人年」を契機に、男女平等の視点に立った法律や制度は整備されてきています。しかしながら「男らしさ、女らしさ」といったジェンダー(※5)に基づく偏見や固定的性別役割分担意識は、職場・家庭・地域のあらゆる場面に根強く残っています。

男女共同参画は男性にとっても重要であり、お互いがより暮らしやすくなるものであるとの理解を深め、固定的性別役割分担意識の解消を図り、地域生活への参画を推進します。

また、学校等における教育・学習が重要となり、社会のあらゆる分野でのグローバル化が進む中で、男女共同参画にも国際的視点が必要となっています。

※5 ジェンダー

人間には生まれついて生物学的(セックス/ SEX)があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」(ジェンダー)といいます。「社会的性別」はそれ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われているものです。

重点目標	施
1. 男女共同参画の視	①男女共同参画に関する啓発、広報活動
点に立った社会制度・	・男女共同参画週間等における啓発活動
慣行の見直しと意識の	・蓬田村男女共同参画計画の作成・配布
改革	②男性にとっての男女共同参画の意義についての理解の推
	進
	・男性向け男女共同参画啓発活動の推進
	③意識調査・実態調査の実施
	・住民意識調査の実施
2. 男女共同参画を推	①あらゆる分野で男女共同参画を進める意識の向上
進する教育・学習の充	・広報等による定期的な情報提供(意識改革の啓発)
実	・企業、各種団体等への啓発
	②男女共同参画を推進する教育の充実
	・地域・学校における人権尊重と男女平等観にたった教育
	活動の充実
	③啓発推進体制の充実
	・啓発リーダー及び女性リーダーの育成

基本目標Ⅲ 男女共同参画ができる社会づくり

女性の社会進出が進み、既に様々な分野で社会活動を担っていますが、 地域においては女性の政策・方針決定過程への参画は十分とは言えませ ん。政治、職場、地域社会など公的・私的のあらゆる分野への女性の参画 が拡大するよう、女性のエンパワーメント(※6)支援を推進します。

職業生活において、働く女性が多忙な職場に進出し、その地位を確立できるよう、女性自身のキャリアアップ(※7)をはかるとともに、家事・育児・介護などの家庭責任を男女がともに担うための支援を進めます。

また、農林業や自営業において、重要な役割を果たしている女性が、持てる能力を十分に発揮し、意志決定過程に参加できるように支援します。 従来、女性がその中心的役割を果たしてきた家庭生活に、男性も積極的に 参画できるようこれまでの働き方を見直し、職場・家庭・地域において調 和のとれた生活(ワークライフ・バランス(※8))を送り、一人ひとり が自分らしい生き方を選択できる環境づくりを進めます。

※6 エンパワーメント

女性が自らの意志と能力を高め、家庭や地域、職場などあらゆる分野で政治的、経済的、社会的、文化的に力をつけること、及びそうした力を持った主体的な存在となり、力を発揮し、行動していくことをいう。

※7 キャリアアップ

より高い資格・能力を身につけること。

※8 ワークライフ・バランス

国民一人ひとりがやりがいや充実感をもちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期と言った人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることをいう。個人の生活の充実とともに、企業の生産性の向上さらには社会・経済の活性化に寄与するといわれる。

重点目標	施
1. 政策・方針決定の	①各種審議会等委員への女性の登用
場への女性の参画推進	・各種審議会等への女性の参画促進及び登用
	②経営の場への女性参画の促進
	・女性の経営能力の向上の支援
	・農業、漁業関係の委員や組合役員等への女性の登用促進
2. 職場における男女	①行政、企業、団体などにおける女性の登用と職域の拡大
の均等な機会と待遇の	・職場における男女の機会均等実現
確保	・女性職員の管理職への登用及び職域の拡大
	・農林水産業、商工業等における男女共同参画の促進
	・労働相談体制の充実
	・能力開発支援
3. 男女の仕事と家事	①男女の対等な家庭的責任への理解と参画の促進
・育児・介護との両立	・仕事と家事、育児、介護の両立に関する啓発促進
支援	②再就職への支援
	・労働に関する相談と情報提供の充実
	・パートタイマーなどの雇用環境の整備
	③多様なニーズに対応した保育サービスの充実
	・地域子育て支援センターの充実
	・ひとり親家庭への相談体制等支援
	・学童保育の充実
	④高齢者への支援
	・ひとり暮らしの高齢者の話し相手や文化活動等への参加
	ボランティアの養成と、老人クラブの女性の参加促進
4. 生涯を通した女性	①妊娠、出産に関わる保健医療対策の充実
の健康支援	・妊婦、出産から育児まで夫婦が協力して、安心して取り
	組むことのできる指導体制の充実
	②心と身体の健康づくりに関する支援
	・心の健康問題に対する相談体制と思春期、更年期など様
	々な世代に対しての支援体制の充実
	③「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(※9)(性と生殖
	に関する健康と権利)」の理解、普及
	・「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する
	健康と権利)」に関する意識の啓発

る地域社会の形成

- 5. 男女が共に参画す ①男女共同参画による地域活動の促進
 - ・地域における男女共同参画の推進と女性リーダーの育成
 - ②女性の社会参加の促進と支援
 - ・女性の人材発掘及び育成
 - ・男性の育児、家事への参加促進

6. 男女共同参画の視

点に立った行政運営の 推進

①男女共同参画を進める行政職員の意識の向上

- ・役場職員の参画意識の啓発
- ・職場におけるセクシュアル・ハラスメントの根絶
- 男女対等な登用機会の付与
- ②行政計画における男女共同参画の反映
- ・国際交流事業への男女共同参画の推進
- ・まちづくり活動における男女共同参画の促進
- ・地域防災計画において女性視点に配慮した地域防災活動 の推進

※9 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

1994 年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、個人、 特に女性が生涯にわたって、主体的に自らの身体と健康の保持増進と自己決定を図るこ と、そのための身体的・精神的・社会的な諸権利が基本的人権として保障されることを いう。中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のい く性関係、安全な妊娠、出産、子どもが生まれ育つことなどが含まれている。また、思 春期や更年期における健康上の問題点等を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論 されている。



付属資料

1. 男女共同参画社会基本法

平成 11 年法律第 78 号 平成 11 年 6 月 23 日公布

改正: 平成 11 年法律第 102 号

平成 11 年法律第 160 号

前文

第1章 総則(第1条—第12条)

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第13条一第20条)

第3章 男女共同参画会議(第21条—第28条)

附則

我が国においては、日本国憲法 に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の 実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてき たが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、 将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合 的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに よる。
 - (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
 - (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な 範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをい う。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念 (以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施 策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有す る。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、 国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定 し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理 念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制 上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

- 第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。
- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

- 第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進 を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参 画基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同

参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

- 第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の 促進に関する施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施 策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければな らない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同 参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な 措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によ って人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなけれ ばならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関す る調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研 究を推進するように努めるものとする。 (国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は 国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円 滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び 民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の 提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第 3 項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同 参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議 すること。
- (3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、 及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認め るときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第2条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の 10 分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員 の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

- 第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、 前任者の残任期間とする。
- 2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

- 第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定 する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し 必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成11年6月23日法律第78号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄

(施行期日)

- 第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 略
 - (2) 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条 の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

- 第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。
 - (1)から(10)まで 略
 - (11) 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる 経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (以下略)

2. 青森県男女共同参画推進条例

青森県条例第50号平成13年7月4日公布

私たちが目指す21世紀の社会は、真の男女平等が達成され、かつ、男女が共に個人として尊重される男女共同参画社会である。それは、すべての人が、性別にかかわりなく個人として尊重され、自らの意思と選択に基づいて自分らしく生きることができる社会である。

青森県においても、国際社会や国の動向を踏まえつつ、男女平等の実現を目指して着実に取組を進めてきた。しかし、依然として性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく社会慣行が根強く存在し、真の男女平等の実現には多くの課題が残されている。

少子高齢化の進展等急速に変化する経済・社会環境の下で、本県の未来に明るい展望を 拓き、先人たちが築き上げた古からの文化や歴史と、世界に誇り得る豊かな自然を享受し ながら、次世代を担う子どもが健やかに生まれ心豊かに育まれ、将来にわたって活力にあ ふれる地域社会を築いていくためには、男女が共に、家庭、職場、地域など社会のあらゆ る分野の活動に対等な立場で参画し、喜びと責任を分かち合う男女共同参画を進めていく ことが重要である。

このような認識に立ち、ここに、私たちは男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、県、事業者及び県民の取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、並びに県、事業者 及び県民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本とな る事項を定めることにより、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推 進し、もって男女共同参画社会の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、並びに当該機会が確保されることにより男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、かつ、共に責任を担うことをいう。
 - (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な 範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

- 第3条 男女共同参画の推進は、男女が性別による差別的取扱いを受けることなく、個人 として能力を発揮できる機会が確保されること、夫婦・男女間の暴力が根絶されること その他男女の人権が尊重されることを基本として、行われなければならない。
- 2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画の推進を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを基本として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、男女が、相互の協力と社会の理解の下に、子どもを健やかに 養育すること、家族を介護することその他の家庭生活における活動について家族の一員 としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにす ることを基本として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進は、男女が互いの身体的特徴を理解し合うことにより、生涯にわたる健康と権利が尊重されることを基本として、行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める男女共同参画の推進についての基本理念(以下「基本理念」 という。)に基づき、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下 同じ。)を総合的に策定し、及びこれを実施するものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念に基づき、その事業活動に関し、男女共同参画社会の形成に 寄与するよう努めるとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力す るよう努めなければならない。

(県民の責務)

第6条 県民は、基本理念に基づき、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めるとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(男女共同参画の状況等の公表)

第7条 知事は、毎年、男女共同参画の状況、男女共同参画の推進に関する施策の実施状 況等を公表しなければならない。

(基本計画)

第8条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、

その施策に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 男女共同参画の推進に関する施策の大綱に関する事項
 - (2) 男女共同参画の推進に関する施策の実施についての総合調整に関する事項
 - (3) その他男女共同参画の推進に関する施策の推進のために必要な事項
- 3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、青森県男女共同参画審議会 の意見を聴くとともに、県民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければなら ない。
- 4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

- 第9条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及びこれ を実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。
- 2 県は、文書、図画等の作成に当たっては、性別による固定的な役割分担等を助長し、 又は連想させるような表現を用いることにより男女共同参画の推進に影響を及ぼすこと のないよう配慮するものとする。

(教育及び学習の振興等)

第 10 条 県は、事業者及び県民の男女共同参画についての理解を深めるため、教育及び 学習の振興、広報活動の充実等必要な措置を講ずるものとする。

(苦情等の処理)

第 11 条 県は、男女共同参画の推進に関する施策及び男女共同参画の推進に影響を及ぼ すと認められる施策についての苦情並びにこれらの施策に対する意見を処理するために 必要な措置を講ずるものとする。

(性別による権利侵害の防止等)

第 12 条 県は、セクシュアル・ハラスメント、夫婦・男女間の暴力等の防止に努めると ともに、これらの被害を受けた者に対し、必要な支援措置を講ずるよう努めるものとす る。

(調査・研究)

第 13 条 県は、事業者及び県民による男女共同参画への取組に関する調査・研究その他の男女共同参画の推進に関する調査・研究を行うものとする。

(支援)

- 第 14 条 県は、男女共同参画の推進に関する活動を行う事業者及び県民に対し、必要な助言及び協力その他の支援措置を講ずるものとする。
- 2 県は、市町村が男女共同参画の推進に関する施策を実施する場合には、必要な助言及

び協力その他の支援措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第 15 条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

3. 第2次蓬田村男女共同参画推進計画策定の経緯

※

年 月	内容
平成26年12月	第2次蓬田村男女共同参画推進計画策定に伴う意見聴取
平成27年 1月	蓬田村役場庁議





第2次蓬田村男女共同参画推進計画 ~みんなが輝き、ともに支える社会を目指して~

平成27年2月

発行・編集 蓬田村 総務課 企画財政班

〒 030-1211 青森県東津軽郡蓬田村蓬田字汐越 1 - 3 TEL:0174-27-2111 FAX:0174-27-3255 ホームページ http://www.vill.yomogita.lg.jp/